

転入・転出される方へ

～引っ越したときの投票は？～

転入や転出の届出をすると、投票する場所が変わりますが、届出してすぐに変わる訳ではありません。下の表を参考に、どこで投票できるかをご確認のうえ、投票に行きましょう。

鹿児島県知事選挙・県議会議員補欠選挙(始良市区)の投票日は7月7日(日)です

県知事選挙の期日前投票：6月21日(金)～7月6日(土)

県議会議員補欠選挙の期日前投票：6月29日(土)～7月6日(土)

◎県知事・県議補両方の期日前投票ができるのは、6月29日(土)からです。

■始良市に転入される方の場合■

	届出の日	投票場所・投票権の有無		
		始良市で投票 できます	旧住所地で 投票できます	今回の選挙は 投票できません
他の都道府県から転入 された方	令和6年3月 27 日以前	○(※1)		
	令和6年3月 28 日以降			○
県内の他市町村から転 入された方	令和6年3月 27 日以前	○(※1)		
	令和6年3月 28 日以降		○(※2)	

※1 投票する際に、始良市の選挙人名簿に登録されていることが必要です。なお、転入届を提出した日が令和6年3月20日から令和6年3月27日までの方が期日前投票を行う場合は6月29日からとなります。(県知事選挙のみの期日前投票は6月27日から可能です。)

※2 投票する際に、最寄りの市町村が発行する「引き続き鹿児島県内に住所を有する旨の証明書」の提示等により、引き続き県内に住所を有することの確認を受ける必要があります。また、旧住所地の選挙人名簿に登録されていることが必要です。

■始良市から転出される方の場合■

	転出(予定)日	投票場所・投票権の有無	
		始良市で投票 できます	今回の選挙は投票 できません
他の都道府県へ転出さ れる方	令和6年6月 20 日以前		○
	令和6年6月 21 日以降	○(※1)	
県内の他市町村へ転 出される方	令和6年6月 20 日以前	○(※2)	
	令和6年6月 21 日以降	○(※1 及び ※2)	

※1 転出(予定)日までは期日前投票等ができます。

※2 投票する際に、最寄りの市町村が発行する「引き続き鹿児島県内に住所を有する旨の証明書」の提示等により、引き続き県内に住所を有することの確認を受ける必要があります。また、始良市の選挙人名簿に登録されていることが必要です。

ご不明な点などは、下記までお問い合わせください。

【 お問い合わせ先 】 〒899-5492 始良市宮島町 25 番地
始良市選挙管理委員会事務局 電話 0995(66)3322 ・FAX 0995(65)1788